

監査報告書

学校法人 高岡学園

理事会・評議員会 御中

私立学校法第37条第3項及び寄附行為第16条の規定により、令和元年度の学校法人 高岡学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行った。監査にあたり理事会及び評議員会に出席したほか、理事長から学園運営の報告、重要書類の閲覧、公認会計士から説明を受け、事業報告書及び計算書類の調査を行った。その結果、同学園の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況に関して不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められなかった。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人高岡学園の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営の状況を適正に表示しているものと認める。

令和2年5月22日

学校法人 高岡学園

監事 中山 純

監事 福山 多佳子

(注)監事 中山 純 及び 監事 福山 多佳子は、私立学校法第38条第5項に定める外部監事である。